○経済産業省告示第二百五十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月一日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年八月三日

経済産業大臣　二階　俊博

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目十四番地十二号
浴槽用温水循環器	財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

○経済産業省告示第二百五十九号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十四の四の規定に基づき、平成二十一年八月一日付けで次のように同法第三十九条の十一第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十一条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月三日

経済産業大臣　二階　俊博

登録の区分	国内登録ガス用品検査機関
一　半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 二　半密閉燃焼式ガスストーブ 三　半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま 四　ガスふろバーナー	財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
(2)　東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
(3)　名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
(4)　大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○経済産業省告示第二百六十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月一日付けで次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月三日

経済産業大臣　二階　俊博

登録の区分	国内登録検査機関
一　カートリッジガスこんろ 二　開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器	財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号
三　密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま 四　ふろがま 五　液化石油ガス用ふろバーナー 六　開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ 七　液化石油ガス用ガス栓	

（参考）

財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
(2)　東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
(3)　名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
(4)　大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○国土交通省告示第八百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福岡都市計画事業香椎副都心土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

一　縦覧開始の日　平成二十一年八月四日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　福岡県福岡市東区千早六丁目二番二号　独立行政法人都市再生機構福岡都市整備事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（本別インターチェンジから釧路インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川及び一般国道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　北海道白糠郡白糠町上茶路基線、ヌイベツ、ノイベツ、茶路基線及び茶路地内

北海道釧路市阿寒町下舌辛、下舌辛十一線及び下舌辛十二線地内

2　使用の部分　北海道白糠郡白糠町ヌイベツ及びノイベツ地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道中川郡本別町共栄地内の本別インターチェンジから釧路市北園地内の釧路インターチェンジ（仮称）までの延長65.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事並びにこれに伴う普通河川及び一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。